

福岡大学病院 福大プラザ 利用要領

(目的)

第1条 福大プラザは、福岡大学病院の診療・研究活動の取り組み、本学学生の教育研究およびサークル活動の取り組み、そして、地域住民や教育機関等による文化活動についての発表の場・広報の場・鑑賞の場として、地域住民等と福岡大学および福岡大学病院を利用される方々とのふれあいの場を創出することをその利用目的とする。

(管理)

第2条 福大プラザの利用については本要領によるものとする。

2 福大プラザの管理責任者は福岡大学病院長とする。

3 福大プラザの利用について、必要な手続き等を取り扱う部署(以下「所管部署」という)は次のとおりとする。

(1) 福岡大学病院の内部組織による利用についての所管部署を医療管理課とする。

(2) 福岡大学生および、地域住民や教育機関等による利用についての所管部署を庶務課とする。

(利用方法)

第3条 第1条の目的を達成するために、福大プラザのスペースを展示スペースとし、暖かみのあるものや、ふれあいをイメージすることができるものを展示する。

2 展示物については次に掲げるとおりとする。

(1) 活動報告等を表すパネルやポスター

- ・病院の診療に関する展示物
- ・大学の教育・研究および学生の課外活動に関する展示物
- ・その他、管理責任者が認めたもの

(2) 絵画、書(毛筆・硬筆)、写真、版画など

- ・地域住民による文化活動の成果物
- ・地域教育機関等による教育活動の成果物
- ・その他、管理責任者が認めたもの

3 展示形式は次に掲げるとおりとする。

(1) 福岡大学病院に関する展示についてのパネルの使用枚数は5枚までとする。

(2) 本学学生の教育研究・サークル活動の取り組みおよび、地域住民や教育機関による文化活動に関する展示についてのパネルの使用枚数は6枚までとする。

(3) 展示用パネル1枚に展示する紙面のサイズは最大でB0(ゼロ)版(横1030mm×縦1456mm)までとし、1パネル内に展示される展示物の配置には配慮する。(1パネル内の余白スペースが多くならない事)

4 展示期間は1ヶ月以内を原則とし、利用申し込みの状況に応じて、利用者と協議のうえ変更する事がある。

(利用対象者)

第4条 第1条の目的を達成するために、次に掲げる者を利用対象者とする。

(1) 学校法人福岡大学職員

(2) 福岡大学学生(大学院生含)

(3) 福岡市城南区内で文化活動やサークル活動する団体および個人

(4) 福岡市城南区内の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の関係者

(5) その他、管理責任者が許可した者

(利用許可)

第5条 前条に定める利用対象者が、福大プラザを利用しようとする場合は、福大プラザ利用申込書を管理責任者に提出しなければならない。なお、提出については、利用申込者が所管部署に直接提出するものとする。

2 前項に定める申し込みは、随時受け付けるものとする。但し、既に他の申し込みがある場合は、展示期間について希望に添えない場合がある。

3 管理責任者は、第1項に定める申し込みに係る展示内容等が、政治活動、宗教活動、各種勧誘、営利目的等に関与しないものであるとともに、第1条の目的に沿ったものであり、かつ病院内施設として相応しい展示物であり、施設の管理に支障がないと認められた時は、利用申込者に利用許可書を交付する。

(事前協議)

第6条 利用申込者は、あらかじめ、所管部署と利用について協議し、その指示に従わなければならない。

(管理責任)

第7条 展示物等の破損、汚損、盗難等について、管理責任者および福岡大学病院はその責任を一切負わないものとする。

(遵守事項)

第8条 福大プラザの利用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 物品の販売その他、営利を目的とした行為を行わないこと。

(2) 事故防止に努めること。

(3) 福大プラザの施設、設備および展示物等の損傷等、その他利用者の責に帰すべき事由により生じた事故については責任を負うこと。

(4) 展示準備、設営、展示場所整理、展示物撤収等は、自らこれを行うこと。

2 前項各号のいずれかに違反し、または管理責任者の指示に従わない場合、管理責任者は利用許可を取り消すことができる。

(規定外の事項)

第9条 この要領に定めるもののほか、福大プラザに関する必要事項は、管理責任者がこれを定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。